

(※) 文中の [] は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

手 続 実 施 結 果 報 告 書

申請者宛ての報告であることに注意

令和 [] 年 [] 月 [] 日

A 観光バス株式会社

取 締 役 会 御 中 (注1)

確認作業を行った税理士の氏名を記載

確認者の名称

印

私は、A 観光バス株式会社 (以下「会社」という。) からの依頼に基づき、会社の作成した令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書 (以下「申請書」という。) における、許可申請のために必要な令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの事業年度に関連する事項について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、「道路運送法第6条」及び「同法施行規則第6条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として確認することを目的とするものであり、全体としての申請書を対象とするものではない。

- (1) 安全投資実績及び事業収支実績報告書
- (2) 安全投資実績に添付された別紙4及び別紙5
- (3) 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第6条」及び「同法施行規則第6条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

実施した手続の範囲及び内容 (注2)

(注1) または、「代表取締役 [] 殿」とする。

(注2) 各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績 (別紙 4 及び別紙 5 を含む)、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

(安全投資実績)

1. 別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

(事業収支実績報告書)

3. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
4. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
5. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。
6. 別紙 4、別紙 5 及び事業収支実績報告書について、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記 1. ～5. のとおり、各種領収書等と突合することとする。

(貸借対照表及び損益計算書)

7. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

(突合した書類)

上記 1. ～6. について、突合した書類は以下のとおり。

1.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
2.	(例) 固定資産台帳、整備会社が発行する領収書
3.	(例) 総勘定元帳、賃金台帳
4.	(例) 総勘定元帳、賃金台帳
5.	(例) 医療機関が発行する領収書

手続の実施結果 (注³)

(貸借対照表及び損益計算書)

1. 上記手続 7. について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(安全投資実績)

2. 上記手続 1. について、別紙 4 の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。
3. 上記手続 2. について、別紙 5 のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

(事業収支実績報告書)

4. 上記手続 3. について、事業収支実績報告書の給与の金額は、賃金台帳等の金額と一致した。
5. 上記手続 4. について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。
6. 上記手続 5. について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

業務の特質

上記の手続は、「道路運送法第 6 条」及び「同法施行規則第 6 条」に基づき実施したものであり、全体としての申請書並びに各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、これらの申請書及び各記載事項について、いかなる結論の報告も、また保証を提供することもしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない。

(注³) 会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。

配布及び利用制限

本報告書は、会社の令和〇〇年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書に関連して作成されたものであり、許可申請以外の目的で使用されてはならず、配布及び利用されるべきものではない。